

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市中小企業振興資金信用保証料補給金及び長野県中小企業融資信用保証料補給金
補助事業等の目標	市内における産業の振興を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市中小企業振興資金融資及び長野県中小企業融資のあっせんを受けた中小企業者及び小規模企業者
補助対象経費	融資あっせんを受けた資金（諏訪市中小企業振興資金の企業用土地取得資金及び長野県中小企業融資制度の中小企業振興資金を除く。）に係る保証料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	保証協会の規定に基づく保証に対し、保証料の一部又は全部に相当する額を補助する。ただし、貸付返済の延滞期間に対しての補助はしない。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 融資額、返済期間等が補助額に影響するため、5 万円未満となることもある。 中小企業者の安定した経営支援のため、補助率 1/2 を超えて補助する事が必要。
補助事業等の評価	融資あっせん申込書及び添付書類等をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 36 年以前
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 市内における産業の振興を図るため、3 年を超え継続することが必要。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	長野県信用保証協会からの保証料補給金交付申請書（様式第 2 号—1）及び保証料補給金明細書（様式第 2 号—2）に基づき、長野県信用保証協会へ一括支払うものとする。
提出書類	(1) 保証料補給金交付申請書（様式第 2 号—1） (2) 保証料補給金明細書（様式第 2 号—2） 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。（附属して提出を要する書類等を添付）
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正（平成 29 年 4 月 1 日 施行）

令和 5 年 3 月 28 日 一部改正（令和 5 年 4 月 1 日 施行）